

公称町別集計の利用上の注意

1 公称町について

統計表中の名称及び区域については、国勢調査に用いたものを使用しており、「京都市区の所管区域条例」で定めるものと異なる場合がありますので、ご了承願います。

2 2つ以上の国勢統計区にまたがる公称町

ある公称町が、2つ以上の国勢統計区にまたがる場合があります。その場合は、表中の「他国勢統計区」の欄に、またがっている他の国勢統計区を記載しています。一覧で確認する場合は、「[付録1 2つ以上の国勢統計区にまたがる公称町の一覧](#)」をご参照ください。

また、表中の「符号」については、次の用法によります。

符号	種別	説明
★	重複町	1つの町が複数の国勢統計区にまたがっており、それぞれの国勢統計区の区域に、それぞれ別の住所コードが与えられているもの
☆	分割町	1つの町が複数の国勢統計区にまたがっているが、それぞれの国勢統計区の区域ごとに住所コードが別々になっておらず、1つの住所コードしかないもの。

※住所コードとは、京都市の住民基本台帳上の住所を判別するための「区・学区・町」を示した6桁のコードのこと

3 同名町

同一の国勢統計区に、同じ名前の別の町(同名町)がある場合があります。その場合は、町名に付してある通り名にて判別してください。

また、この場合は、表中の「符号」に、「*」を記載しています。

4 京北地域の集計単位について

平成17年4月1日に合併した北桑田郡京北町の地域については、公称町単位ではなく、旧京北町で用いられていた行政区分(以下、「元行政区」といいます。)を単位として集計を行っています。

どの公称町がどの元行政区に含まれるかは、「[付録2 京北地域の元行政区に含まれる公称町の一覧](#)」をご参照ください。